

2024年12月の法令改正で iDeCoがより良い制度に進化！

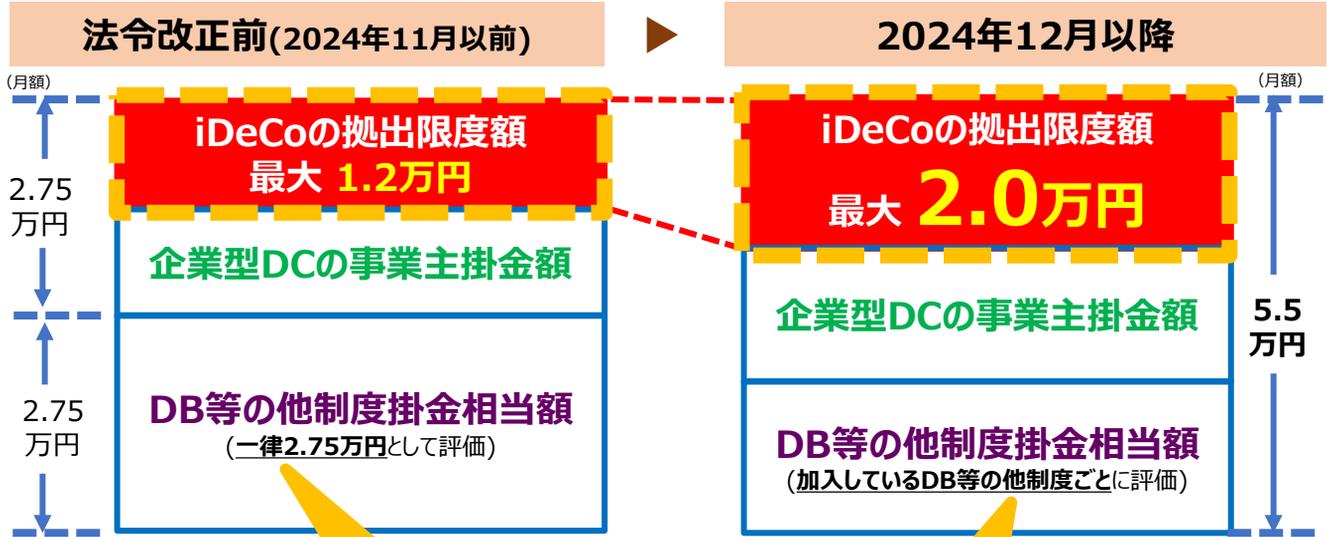
DC：確定拠出年金（Defined Contribution）、iDeCo：個人型確定拠出年金、DB：確定給付企業年金（Defined Benefit）

会社員や公務員の方は、iDeCoで拠出できる掛金が増えるかも！？
掛金が増えると、その分老後の備えを手厚くでき、さらに税軽減にも繋がります！

1. 法令改正の概要を確認しましょう！

▶ 会社員や公務員等の国民年金第2号被保険者のうち、DB等の他制度[※]に加入している方の法令改正を踏まえたiDeCoの拠出限度額は、以下のとおりです。

※ DB、厚生年金基金、私立学校教職員共済制度、石炭鉱業年金基金、公務員の退職等年金給付（共済）



今般の法令改正では、DB等の他制度掛金相当額の評価方法を実態に則した算定方法へ見直すことで、他制度に加入する方のiDeCoの拠出限度額の公平を図ることとなります。

2. 法令改正で何が良くなるの？

▶ iDeCoでより多くの掛金を拠出し、税制メリットを受けつつ老後への備えを手厚くできるケースがあります！

iDeCoの税制メリット

① 拠出時

掛金が全額所得控除の対象！

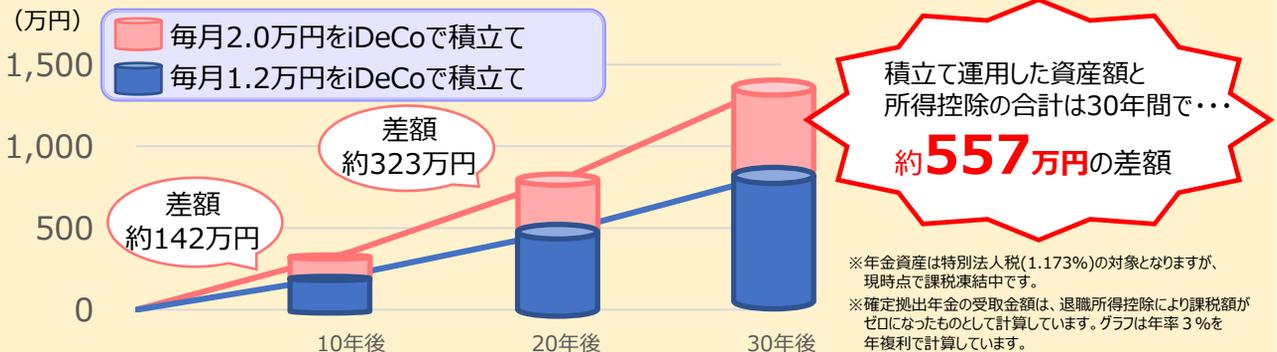
② 運用中

運用益が全額非課税！

③ 受取り時

各種控除が適用！

iDeCoで年率3%で運用した場合 (①+②) ※所得税20%、住民税10%と仮定



3. 法令改正後のあなたのiDeCoの拠出可能金額を計算してみましょう！

【iDeCo拠出可能金額(月額) 計算式】

$$55,000\text{円} - \left(\text{企業型DCの事業主掛金額 (未実施の場合は「0」)} + \text{DB等の他制度掛金相当額} \right) = \text{iDeCoの拠出可能金額} \text{円}$$

※1 DB等の他制度掛金相当額 (不明な場合は勤務先にご確認ください)
※2・3 iDeCoの拠出可能金額 (最低5,000円～最大20,000円かつ1,000円未満の端数切捨て)

- ※1 他制度掛金相当額(月額)は、石炭鉱業年金基金の方は9,000円、国家公務員共済組合・地方公務員共済組合の方は8,000円、私立学校教職員共済制度の方は7,000円となります。その他の方は、勤務先にご確認ください。
- ※2 5,000円を下回る場合はiDeCoに加入ができません。また、DBの財政計算の都度、他制度掛金相当額を計算します。他制度掛金相当額が変更となる場合は、DCの拠出限度額も改めて計算し、これを超えないようiDeCoの掛金額を調整する必要があります。
- ※3 既にiDeCoに加入していて、iDeCoの拠出可能金額が5,000円を下回ることにより掛金を拠出できなくなった場合、一定の要件を満たす場合は、脱退一時金を受給可能です。

【会社員・公務員のiDeCo拠出限度額 (月額)】

| | 会社員・公務員 (国民年金第2号被保険者) | | | |
|----------------------------|-----------------------|---|--|-----------------------|
| | 企業年金に加入していない | 企業型DCのみに加入 | 企業型DCとDB等の他制度に加入 | DB等の他制度のみに加入 (公務員を含む) |
| 法令改正前 (2024年11月以前) | <最大2.3万円> | 5.5万円ー 企業型DCの 事業主掛金額 <最大2.0万円> | 2.75万円ー 企業型DCの事業主掛金額 <最大1.2万円> | <最大1.2万円> |
| 改正後 2024年12月1日以降 | 変更なし | | 5.5万円ー (企業型DCの事業主掛金額 + DB等の他制度掛金相当額) <最大2.0万円> | |

2024年12月の法令改正では、iDeCoの加入時において、**事業主へ依頼する一部の帳票が不要**となり、よりスピーディなお手続きが可能に！是非ともこの機会に、「**ニッセイのiDeCo**」をご検討ください！

**日本生命と一緒に
老後の資産を作ってみましょう！**

「ニッセイのiDeCo」なら、少ない手数料負担でiDeCoを始められます！



✿ 更に充実の3つのポイント

“業界初”お得な**優待サービス**！

低コストの運用商品が豊富！

頼りになる**ロボアドバイザー**！

<今般の法令改正に伴う申込時の注意事項>

- WEB申込：11/26(火) 0:00～12/2(月) 8:00に、WEB申込のシステムリニューアルを実施します。当期間中、WEB申込はできず、書面でのお手続きのみ可能となります。入力途中等で11/25(月) 23:59までにお手続きを完了されなかった場合は、ご入力内容は無効となり、再度最初からお手続きを行っていただく必要がございます。
- 書面申込：第2号被保険者のうち企業年金制度に現在加入されている方のご加入のタイミングが、11月加入は11/8(金)日本生命受付分までとなります(不備等がない前提)。11/11(月)～29(金)までに、書類を日本生命にて受付した場合は、11月加入ではなく12月加入となります。

| | 11月 | | | 12月 | |
|-------|----------------------------|-------|--------------|--------------|----------|
| | 1～8日 | 9～25日 | 26～30日 | ～2日 8:00 | 2日 8:00～ |
| WEB申込 | 申込可 11月加入 | | 申込不可 | 申込可 12月加入 | |
| 書面申込 | 第2号被保険者のうち 企業年金制度に加入中の方 | | 申込可 11月加入 | 申込可 12月加入 | |
| | 上記以外の方 | | 申込可 11月加入 | 申込可 12月加入 | |